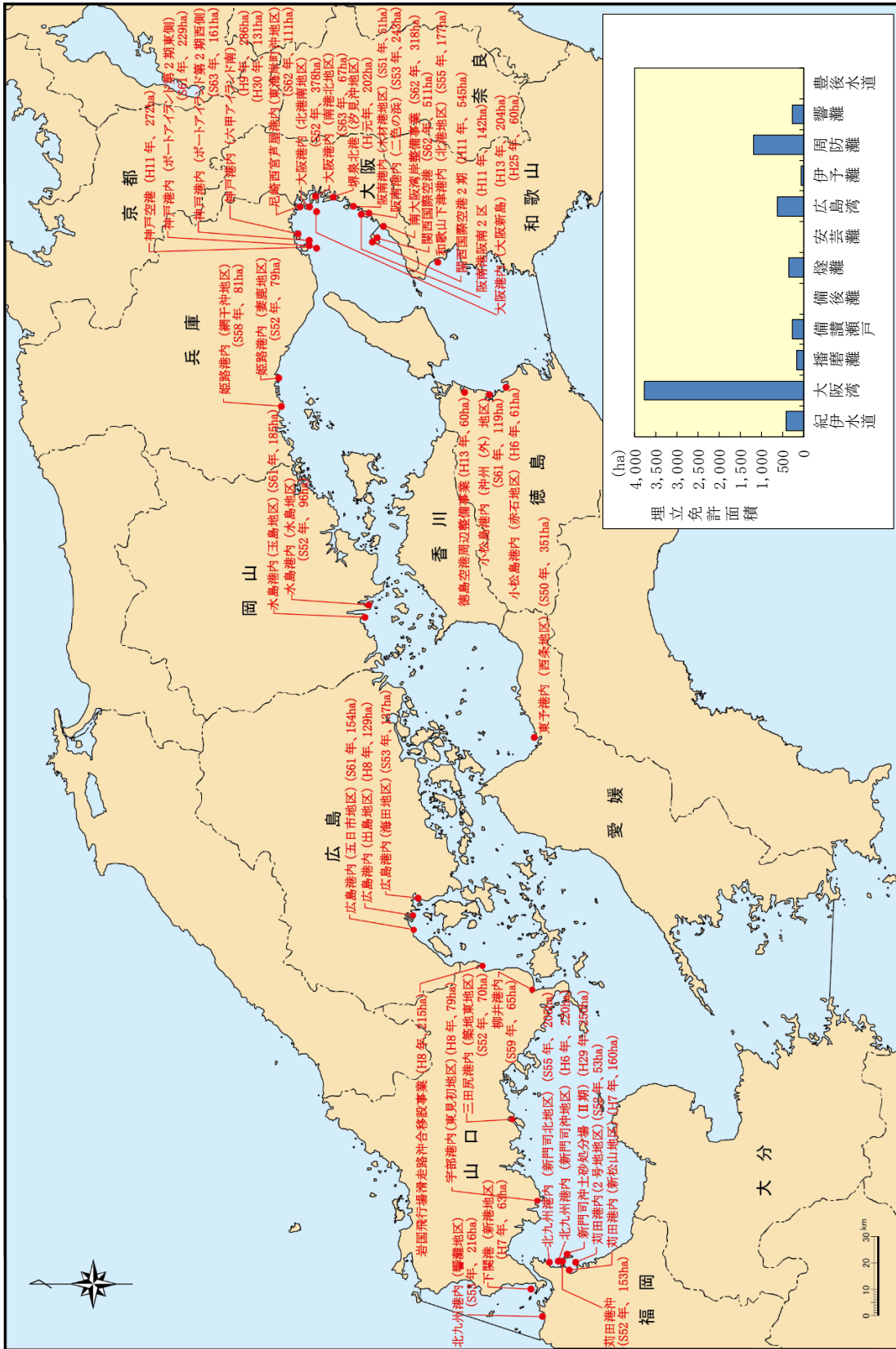


3 埋立ての現況



注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。
 2. 昭和48年11月2日～平成30年11月1日までに免許されたもの。
 3. ()内は順に、免許年、面積
 4. 平成30年の神戸港六甲アイランド南地区(131ha)は、平成9年以降、既に埋立免許を取得している一部を再度受けたものである。
 出典：環境省調べ

図 3-2 瀬戸内海における50ha以上の埋立